

## 厚木市技能功労者等表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長く同一の職種に従事し、技能の錬磨及び後進の育成等その職種の向上発展に功績のあった者を表彰することにより、技能尊重の気風を醸成し、技能者の地位向上及び技能修得意欲の高揚を図ることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、技能功労者表彰、優秀技能者表彰及び優秀青年技能者表彰とする。

### (被表彰者の基準)

第3条 被表彰者は、毎表彰年度の9月1日現在において、厚木市（以下「市」という。）の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者で、現に市内に居住し、市内に主たる事務所等を置き、主として市内で別表に定める技能職種に従事しているもののうち、次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、それぞれの表彰に準ずるものとして市長が特に認めた者については、この限りでない。

(1) 技能功労者表彰 次のいずれにも該当する者

- ア 同一の職種に30年以上従事している年齢55歳以上の者
- イ 極めて優れた技能を持ち、他の模範と認められる者
- ウ 指導的な立場にあり、後進の育成等その職種の発展に功績のある者

(2) 優秀技能者表彰 次のいずれにも該当する者

- ア 同一の職種に20年以上従事している年齢40歳以上の者
- イ 優秀な技能を持ち、その技能及び技術の維持向上に努め、他の模範と認められる者

(3) 優秀青年技能者表彰 次のいずれにも該当する者

- ア 同一の職種に10年以上従事している年齢40歳未満の者
- イ 優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められ、将来を嘱望されている者

2 前項及び次項の従事年数及び年齢は、毎表彰年度の11月1日現在において算定するものとする。

3 第1項の「主として市内で別表に定める技能職種に従事している」とは、技能功労者表彰にあつては15年以上、優秀技能者表彰にあつては10年以上、優秀青年技能者表彰にあつては、5年以上の期間を本市内で従事していることをいう。

4 前各項の規定に関わらず、技能功労者表彰にあつては、優秀技能者表彰を受けた年の、優秀技能者表彰にあつては、優秀青年技能者表彰を受けた年の11月1日から、毎表彰年度の11月1日をもって、5年以上経過している者に対して行なうものとする。

### (推薦手続)

第4条 表彰候補者の推薦は、別表に定める職種の団体（以下「技能職団体」という。）が行うものとする。ただし、技能職団体のない職種及び技能職団体に加入していない表彰候補者の推薦にあつては、当該表彰候補者を除き、同一又は関連する職種に従事する技能者が行うものとする。

2 前項の規定により表彰候補者を推薦するときは、厚木市技能功労者等推薦書を市長に

提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦があったときは、その内容等を審査し、厚木市技能功労者等選考委員会の意見を聴取し、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 市長は、次に定めるところにより表彰を行うものとする。

(1) 技能功労者表彰の被表彰者に対する、表彰状、技能功労章（第1号様式）及び記念品の授与

(2) 優秀技能者表彰の被表彰者に対する、表彰状及び記念品の授与

(3) 優秀青年技能者表彰の被表彰者に対する、表彰状及び記念品の授与

2 表彰が決定した後において被表彰者が死亡したときは、前項の規定に基づく表彰状等をその遺族に贈ることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年11月に行う。ただし、11月に行うことが困難なときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

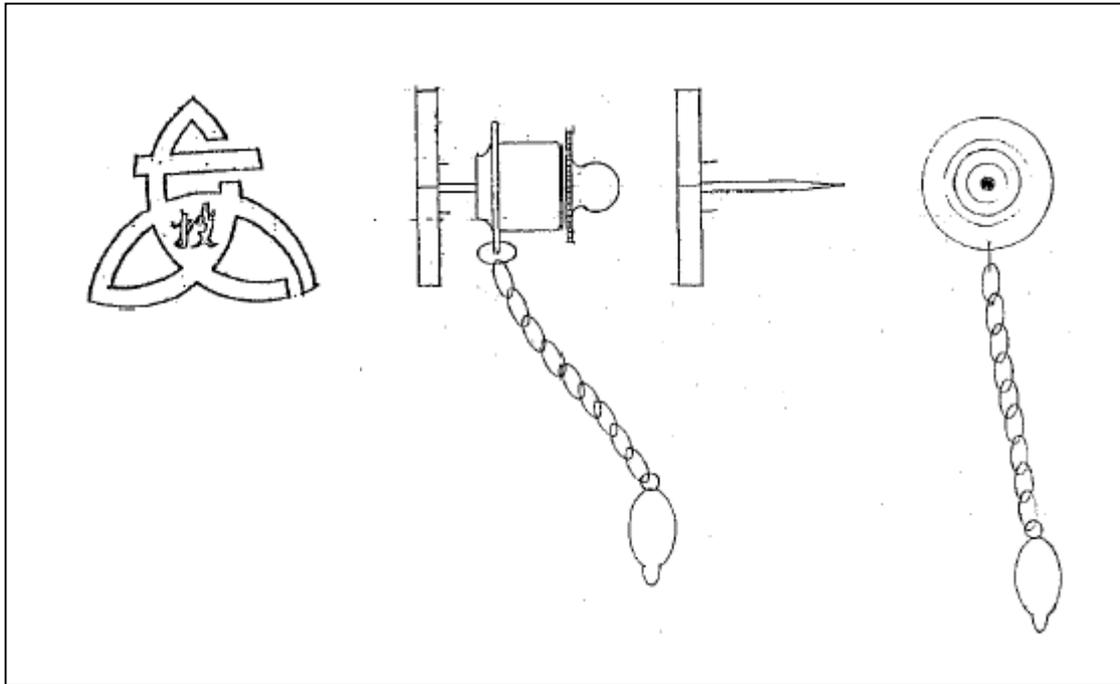
番号	職種	職種の内容
1	石工職	石工用機械又は手道具で石材の切断、表面研磨、像刻み、碑文彫りの作業及び石材を加工して石塔、石うす等を製作する作業（石積み作業を含む。）をするもの
2	印刷工職	凸版印刷機、凹版印刷機、平版印刷機、謄写印刷機等で紙、金属板その他のシートに印刷する作業をするもの（布なつ染を除く。）
3	印判師	各種の材料に文字等を刻んで印判を作る作業をするもの
4	植木職・造園師	庭園の造築、庭木、芝等の植え込み及び手入れの作業（山林苗木の植え込み、盆栽作り作業及び庭園設計業務を除く。）をするもの
5	おけ・たる職	おけ又はたるの側板、上ふた、下底の製作及び組立て並びに枠又はたが締め作業をするもの
6	革靴製造・修理工職	革靴製造（ケミカルシューズを含む。）における採寸、裁断、縫製、底付け、かかと付け等の作業及び革靴修理の作業をするもの
7	クリーニング職	被服類の洗濯及び仕上げの作業をするもの
8	左官職	木舞作業、壁土、しっくい及びモルタルの練り合せ作業及び壁塗り作業並びに擬石研ぎ出しの作業をするもの
9	指物職・家具職・建具職	木工用手道具又は木工機械で木材を加工し、組み立てて、タンス、鏡台、机、いす、小箱等の指物家具を製造又は修理する作業及び戸、障子等の建具を製造又は修理する作業をするもの
10	写真師	肖像写真等の撮影、焼付け、引き伸ばし、仕上げ及び修正の作業をするもの
11	自転車組立・修理工職	完成部品を用いて自転車の総組立て又は修理の作業をするもの
12	染色工職	染料の調合、毛、糸、布のしみ染め、機械なつ染、プリント、手なつ染、色留め（蒸し）、型置き並びにのり作りの作業をするもの
13	畳職	畳の仕立て、はめ込み及び畳表の裏返し等の作業をするもの
14	大工職	現図書き、木材の木取り、墨付け、切組み、造作加工、建て方、野地ふき、床張り、壁下地作り、造作取付け等の作業をするもの
15	調理師	飲食店等において、献立の作成、飲食物の調理の仕事をするもの
16	電気工事士	住宅その他の建築物等の電灯、電気照明設備等の配線工事又は保守の作業及び電気機械器具の据え付け又は保守の作業をするもの
17	豆腐・こんにやく製造職	大豆のひき砕き、豆汁の煮沸、豆乳の布こし等をして豆腐を製造する作業、豆腐の焼き、揚げ等の加工作業及びこんにやく粉の仕込み、石灰の添加等をしてこんにやくを製造する作業をするもの
18	時計修理士	各種の手道具を用いて、時計の調整及び修理の作業をするもの
19	塗装工・画工・看板工職	塗料の調整、下地塗り及び上地塗りの作業並びに板、銅板等への看板書き、文字書き等の作業をするもの
20	とび職	地ならし、足場組み、建て方、建物の取壊し、解体及び移動の作業並びに河川工事の杭打ち作業をするもの
21	配管工職	水道管、ガス管、蒸気管等の取付寸法取り、管曲げ、継ぎ手付け及び取付けの作業（ビニール管の配管作業を含む。）をするもの
22	はり・きゅう・あん摩・マッサージ師	はり、きゅう、あん摩及びマッサージ指圧の施術をするもの
23	板金工職	金切りはさみ等で金属薄板の切断、曲げ等を行う作業及び加工された金属薄板をハンダ等で接着して仕上げる作業をするもの
24	パン・菓子製造工職	原料の調合、形成、焼き等をしてパン、和菓子、洋菓子等を製造する作業をするもの

25	表具師	軸物、掛け物、額等の表装、裏打ち並びにふすま及び障子の紙張り及び壁紙張りの作業をするもの
26	美容師	パーマントウェーブ、結髪、化粧、美顔術、着付け等美容サービスの仕事をするもの
27	めん類製造工職	原料の仕込み、切断、乾燥等をして、うどん、そうめん、中華そば、スパゲッティ等のめん類を製造する作業をするもの
28	屋根職	かわら等屋根ふき材料で屋根をふく作業並びに面戸塗り及び屋根ふきの下ごしらえの作業をするもの
29	洋裁師	主に婦人服及び、子供服を作り、又は修理するため意匠考案、型紙作り、裁断、縫い等の作業をするもの
30	洋服仕立職	男子用の洋服を仕立て又は修理するため意匠考案、型紙作り、裁断、縫い等の作業をするもの
31	理容師	頭髪の刈り込み、顔そり、洗髪、アイロン掛け等理髪サービスの仕事をするもの
32	れんが積工職・タイル張工職	れんがを積んで、土台、煙突等構築物の築造または修理を行う作業並びにタイル、モザイク及びテラコッタで壁、床等を張る作業をするもの
33	和服仕立職	羽織、帯、はかま等の縫製及び修理する作業をするもの
34	自動車整備士	自動車の点検、整備調整及び修理作業をするもの
35	内装工事士	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行うもの
36	空調設備士	空気調和、給排水衛生等設備及び修理作業をするもの
37	その他市長が、これらの職に類するものとして適当と認めた職種	

第1号様式（第6条関係）

技能功労章（き章）規格

図案



規格・仕様

仕上げ：厚金張 金文字浮き字

サイズ：15 (mm)

各頂点が半径7.5mmの円に内接するもの

文字：「あ」の真ん中に「技」

その他：桐箱入り

布（ビロード）製台付

包装（のし付「技能功労章」）